



TKCモニタリング情報サービス通信

金融庁伊藤豊監督局長とTKC全国会坂本孝司会長による対談

TKCモニタリング情報サービスで提供される「3つの書類」にご注目ください！

【中小会計要領チェックリスト】

【書面添付】

【記帳適時性証明書】

Vol.56

(詳細は「巻頭対談」「金融機関トップ対談」記事をご確認ください。)

■「経営者保証ガイドライン」の推進と税理士が果たす役割

■金融機関トップ対談(山梨中央銀行)

■特別レポート:優良企業の流儀Ⅱ

第2創業と高収益体質への転換を会計事務所とメインバンクが強力に支援

■FIT動画案内(京都信用保証協会の事例紹介)

■インフォメーション



金融機関の皆さまに

ぜひ、**ご理解いただきたい!**
ことがあります。

私たちが実践する

税理士法第33条の2に基づく添付書面

で、決算書の品質の高さを確認することができます。

書面添付制度は、税理士が法人税申告書等の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにするものです。法人税法第74条の確定決算主義の下では、この税理士による「税務申告書の適正性の表明」は、その前段階にある決算書の信頼性を保証することにつながります。

いま、この制度は、中小企業の決算書の品質を確認できる法的制度として注目を集めています。

決算書の品質の高さを確認

[illegible]

全帳簿番号					
3 計算し、整理した主な事項					
	区 分	事 項	備 考		
(1)	固定資産	①事業用自動車、器具・什品、消費用品、修繕費 ②純資産の部(繰上金)に繰越前年度繰上金を計入した。 ③設備・修繕費の発生を勘定しました。 ④純資産の部はコンピュータを用いて管理し、固定資産の増減と帳簿上の金額を照合してこの内帳簿と、修理履歴帳簿と一致していることを確認しました。 ⑤一年間の耐用年数を確認しました。	固定資産の取得カードの添付		
	消耗品	消耗品費、修繕費等から資本的支出と区分するものがないことがわかりました。	請求書により確認したものを添付するものがないので、その減価償却に該当するものを指摘しました。		
	借入金利息	返済計画に基づき、返済日から○○〇日の借入日があり、借入金利息の決定の割合に基づいて円金計算を行いました。	支払利息履歴表の添付		
	貸倒損失	過去年度発生の手当金について、経営者の使用済み品目に振替金を計上するものと、手当て未済として売上債権を転入するものとの両方に記載しました。本年度発生の手当金は、別に引当金の科目での取崩しとして処理しました。			

(注)巡回監査とは、会計資料ならびに会計記録の適法性、正確性および適切性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、指導することです。

(注)のうち①顧客受領書、②確定申告書、③確定申告書内訳明細書等から前年度と比較して顕著に増減した事項について、事業内容や業況などから把握できるよう、増減金額や前年比率を用い、その理由を明確に説明できるようにします。また滞留債権の状況等も記載します。

(注)のうち④は会計処理方法に変更等があった場合に、当該変更が適法かどうか、繰上金繰上げの適法性等について説明する旨に科目目録を記述します。

会計処理の変更等に資すると、これに関連する勘定科目の金額が前期と比較して顕著に増減することがあります。例えば、①消費税の経理処理を税込仕入れ経理から税抜き経理に変更②減価償却方

合算税務番号		
4 附税に応じた事項		
事項	相違	税務上の取扱い
所得税の課税による所得税額の取扱い		① A(株)の特別会食に加盟していた法人の確定申告書上、加盟税額に相当する所得税額を申告します。同時に、加盟中の法人税額が記入されることとして、この加盟税額について税額を支払います。税務上の課税となる税額は加盟料です。加盟税の取扱いが正しく、加盟中の法人税額と申告書の税額とについては、税務上の取扱いとして処理する旨を記載しました。
ゴルフ会員権の取得		取得したゴルフ会員権を売却した際の取得費として、税額については、取得した取得費と売却したときの会員権取得費を差引して算出すること、売却損については課税に課金する旨を記載しました。
債務の取扱い		② 債権に付する買掛金控除について、②(株)に買掛金と買掛金控除があり、その税額上の取扱いを、税務上で課税を受けることとして、買掛金控除と買掛金の差額を、課税対象額として税入に課金すること、買掛金控除の取扱い、買掛金の取扱いを記載しました。
相違事項（課税所得額の算定に際して重要性が高いもの）のうち特に重要な事項について、①どのような相違を受けたか②どのように回答したのか③それがどのように申告書に反映されているのかを記載します。		
5 その他		
(1) 当税理士事務所は、すべての税務申告書の「添付書類送付書表」です。 (2) 当税理士事務所は、すべての税務申告書の税務上の取扱い事項を申告します。 (3) 当税理士事務所は、留保事項を申告します。留保事項を申告する場合は、留保事項を申告する旨を記載します。		
総合所見において、①税理士の関与状況②申告書作成に当たり関係した事項③原始記録の保存状況④日々の会計処理の状況⑤内閣府の承認⑥巡回監査時の指導の状況等を記載します。また、総括的事項として、「中小会計要領」に準拠した計算書類であることと代表者の納税意識・遵法意識を記載します。		
請求書の請求金額については、税額が記載されています。請求書の請求金額に相当する内税額を記載していますと記載されます。 請求書の請求金額については、税額が記載されています。請求書の請求金額に相当する内税額を記載していますと記載されます。 また、請求書については、税額についての記載と税額を記載し、請求書の請求金額を記載します。請求書の請求金額と税額の記載が一致する請求書であると記載されている等も記載して、この申告書に添付する旨を記載します。		

『TKC全国会による書面添付制度総合マニュアル』第4版 TKC全国会発行より抜粋

この添付書面は、関与先企業経営者の了解に基づき、TKC全国会に所属する税理士・公認会計士から「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に提供しています。詳しくは、TKC全国会の会員へお問い合わせください。

TKC全国会とは
TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の永続的繁栄に貢献することを目的として結成された、わが国最大級の職業会計人集団（全国1万名超の税理士・公認会計士のネットワーク）です。



TKCモニタリング情報サービスについてはこちらから▶



「経営者保証ガイドライン」の推進と 税理士が果たす役割

金融庁は「経営者保証」に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、昨年12月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行った。金融機関は本年4月から融資に際し経営者に個人保証を求める場合はその理由の説明と記録等が必要となる。中小企業金融が大きな転換期を迎える中、金融庁の伊藤豊監督局長と坂本孝司TKC全国会会長が対談し、本改正の狙いや税理士の役割等について語り合った。

◎進行／TKC全国政経研究会事務局長 内蘭寛仁

■とき…令和5年1月19日(木) ■ところ…金融庁監督局会議室

平成金融危機に直面し健全な金融システムの重要性を痛感。地方創生支援にも注力中

坂本 本日は公務ご多忙のなか対談の時間を設けていただき、ありがとうございます。伊藤局長には、昨年公表された

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下、監督指針）」等の一部改正の趣旨等をお伺いし、意見交換できればありがとうございます。

伊藤 こちらこそ、よろしく願います。



対談

伊藤 豊
金融庁監督局長

Photo：中島淳一郎

——伊藤局長のご経歴を拝見すると、1989年に大蔵省（現財務省）に入省され、証券局や銀行局、2000年の金融庁発足時には金融庁において、また2001年の省庁再編で財務省となつてからは主税局などでさまざまな要職を歴任されていますが、特に印象に残っている仕事や出来事について教えていただけますか。

伊藤 やはり銀行局の頃でしょうか。いわゆる平成金融危機の只中において、私は、主に信託銀行と長信銀（長期信用銀行。興銀、長銀、日債銀）を担当していました。日本の金融機関はバブル崩壊以降、1997年の北海道拓殖銀行、山一証券の破たん、その後の大再編やリーマンショック等を経て現在に至っており、その間、監督当局も大蔵省から金融監督



巻頭

坂本孝司 TKC全国会会長

庁、金融庁と変わりました。そうした中で仕事をしてきたことから、健全な金融システムの大切さを強く感じています。

坂本 まさに激動の時代に金融行政に携わられてきたんですね。それだけに金融業界への思い入れは強いのではないのでしょうか。

伊藤 そうですね。金融機関は足下だけでなく、10年後の健全性も大事です。短期的ではなく長期的に収益を出し、取引先企業から選ばれ信頼され続けるように経営に取り組む必要があります。そのために金融庁はサポートしますし、時には是正していただくための注意喚起も行います。日本だけでなく国際的にみても評価を受けられる金融機関になっていたいただきたいという思いがあります。

また金融機関も含め、会社や組織は、やはり人の集まりで出来ています。人的資本の重要性が指摘されているように、社員に投資し、いかに高いモチベーションで働いてもらうかが重要です。それは金融庁も同じで、優秀な方に一生懸命働いてもらえる環境の整備や、中途採用等に積極的に取り組んでいます。現在、定員の約3分の1が中途の職員で、金融庁の枢要部分、屋台骨を支えている方もたくさんおられます。

坂本 中途で入られる方の割合がそこまで高いですね。伊藤局長は以前から「人」に注目され、地域と都市間の人材マッチングにもエネルギーを注がれていると聞いております。

伊藤 ここ数年、「大企業人材を地方

へ」を合言葉に、大企業でのキャリアがあり地方で働く意思のある方等をデータベースに登録し、地方銀行や信用金庫等を通じて、地方の中小企業につなぐ橋渡し事業（REVICareer（レヴィキャリア））に力を入れています。少しでも地方創生につながってほしいと思います。

坂本 私も地方（静岡県浜松市）で会計事務所を開業しておりますが、そうした取り組みはありがたいことです。東京や大阪などの大都市や大企業で仕事をした経験を有する方の力を新たに地方で発揮してもらえ受け皿があるのは、地域活性化において大事です。

経営者保証を求める場合は経営者への説明と記録の義務が金融機関に生じる

——金融庁では「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行い、本年4月1日から適用が開始されます。その狙いについてお聞かせいただけますか。

伊藤 ご承知の通り、経営者の個人保証に依存しない融資の促進については、前々から政策課題として取り組んでいます。2013年には「経営者保証に関するガイドライン（経営者保証ガイドライン）」が策定され、大きく一歩前進し

たと思います。しかしながらその後も経営者保証なしの融資割合が劇的に伸びることはありませんでした。経営者保証は経営の規律付け等に寄与する面があるものの、会社の借金を全て個人保証することによる弊害が大きく、起業や円滑な事業承継、早期の事業再生を妨げる要因となっています。こうした状態を踏まえ、経営者の個人保証に依存しない融資慣行の確立をより加速させるために、監督指針の改正を行いました。ご指摘の通り、改正後の監督指針は本年4月1日から適用されます。

金融庁としては、民間金融機関による融資に関し、経営者の個人保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、経営者（保証人）の納得感を向上させていきます。具体的には、金融機関が融資先企業に対し、経営者保証を付ける理由を経営者（保証人）に具体的に説明したことを記録に残すことを金融庁として各金融機関に求めることが最大のポイントとなります。

金融機関の方々に求めているのは、「長年の融資慣行だから経営者保証を付けなければお金を貸せない」という発想から早期に転換していただきたいということです。むしろ経営者保証なしで融資でき

る金融機関に変わってもらえるような努力をしていくべきだろうと思います。今回の監督指針改正の狙いはそこに尽きます。

坂本 中小企業金融の歴史的な転換点と強く感じます。

伊藤 金融庁は特段難しいことを求めているわけではなく、保証契約の必要性に関し「経営者保証ガイドライン」に沿って経営者にきちんと説明し、記録を残すことを求めているだけです。それは至極当たり前で、合理的なことではないでしょうか。もちろん、それ

2. 民間金融機関による融資 ～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- 監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させる。
- また、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続に対する監督強化

- 主な施策**
- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対し個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
 - ② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月期 実績報告分より】
(※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
 - ③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
 - ④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施。

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

- 主な施策**
- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請。
 - ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
 - ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

- 主な施策**
- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

は経営者保証の徴求を一切なくするという趣旨ではありません。一般論ですが、法人個人の分離が進んでいないと金融機関が判断した場合などは、経営者保証を徴求するという手段を取らざるを得ないこともあります。

今回の改正は「融資の近代化」に向けて金融庁の方針として決定

伊藤 融資は本来、その会社が将来どのようなキャッシュを稼ぎ出すか等に注目して事業の内容、財務情報等をモニタリングしながら貸すのが基本だと思います。それを、経営者保証——不動産担保等も同様と思いますが——が付いていなければ貸せないというのは本末転倒です。今回の改正を、いわば融資の世界の近代化を少しでも図るきっかけにしてほしいと思いますし、それは金融機関にとっても良いことのはずです。金融機関にはぜひ今回の改正を契機に経営者保証に依存しない融資に能動的に取り組み、「経営者保証なしで融資を行う」というマインドに変わっていただきたいと思っています。

同時に、金融機関だけでなく事業者の側も、経営者保証がなくても借りられる会社になるように変わっていくことが大事です。融資慣行を見直していくには、

経営者も財務情報の正確な開示など経営の透明化が必要です。また、事業承継時は、法人と経営者個人の資産の分離・区分を行う良い契機になると思います。

坂本 今回の監督指針改正のきっかけをお作りになったのは伊藤局長ですか。

伊藤 私が監督局長に就任する以前から、経営者保証に依存しない融資慣行を確立するという方向性は金融行政方針に掲げており、金融庁全体の認識のもとに決定しています。大切なのは金融機関が経営者保証を付けるという長年の融資慣行から脱却し、保証が必要な場合にはそれを明確に説明できるようにすることです。当然私自身の考えとも合致していますので、その実現に向けてしっかりと取り組む所存です。

中小企業金融のコペルニクスの転換——金融機関の説明責任の転換

坂本 「経営者保証ガイドライン」を、日本商工会議所・全国銀行協会が事務局を務める研究会が公表したのは2013年12月5日です。私が懇意にしていた中小企業再生支援全国本部顧問（当時）の藤原敬三氏が本研究会の委員で、日頃から中小企業金融には税理士との連携が欠かせないと主張していた藤原氏の尽力に

よって、ガイドラインには3要件を検証する外部専門家に税理士が明記され、「中小会計要領」に準拠した決算書の重要性なども加わったと伺っています。その後、信用保証協会による経営者保証を見直す資格要件に「税理士による書面添付制度」が設けられ全国の多くの保証協会で利用された時期もありました。しかしながら、ガイドラインが自主的な準則であったことからなかなか運用が進まず今日に至っており、残念に感じておりました。

伊藤 おそらく今までは、支店や営業店等の担当者が経営者保証を付けない融資の審査を本部に回すと、「なぜ経営者保証を取らないのか。その理由は何か」と問われるのが通例で、経営者保証ありきというのが一般的だったと思います。これからは「なぜ経営者保証を取るのか。その理由は何か」へと会話がかわっていくことが大事です。

今回の監督指針改正にあたり、すでに多くの地域金融機関から、「中小企業への融資において経営者保証を取らないというのは信用リスクの面からも難しい」という声が届いています。大切なので繰り返しますが、私は、「今回の監督指針改正は経営者保証を付けるなど言っているわけではない。長年の融資慣行だからと合理的な理由なしに経営者保証を当然

のように融資パッケージに組み込むのではなく、保証が必要な場合はその理由を詳細に経営者に説明し、記録に残してほしい」とお伝えしています。従来の発想を根本から変えてほしいのです。

坂本 その意味でまさに今回の監督指針改正は、中小企業金融のコペルニクスの転換^{*}ですね。

伊藤 仰る通りで、金融機関による経営者の個人保証を徴求するに当たっての「説明責任の転換」です。

坂本 我々税理士は、金融機関が今回の監督指針改正に適切に対応できるようにご協力、ご支援し、一緒になって中小企業支援に取り組むための努力をしていく必要があると強く思っております。

今、日本の法人の65%強は赤字です。

この状態を打開するためにTKC全国会では「巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」との運動方針を掲げ、中小企業1社1社に光を当てて、個々の経営状況に応じた経営改善支援に取り組んでいます。

今回の監督指針改正では、経営者保証を徴求する場合は、「経営者保証ガイドライン」に基づき、いわゆる3要件についてその企業に具体的に何が不足しているのかその説明を求めています。それは同時に、企業の経営改善というテーマに

も通じます。伊藤局長のお話を伺っていると、金融庁にはそういう思いもあるように感じます。

伊藤 まさにそういうことで、私ども金融庁は直接中小企業の経営改善支援などに関する補助事業や制度を持つてはいませんが、今回の改正が、地域金融機関が外部専門家である税理士の方々とも連携して、いわば能動的に中小企業の経営改善に取り組む契機になれば素晴らしいことで、そういった取り組みが地域経済を活性化することに繋がれば良いと考えています。

坂本 その意味で、赤字企業の割合を踏まえ、我々はTKC全国会運動方針の実践を通じて、経営者保証なしで融資できる黒字企業、優良企業へと育成できるように全力を尽くしてまいります。

公私混同をしないことなど「経営者保証ガイドライン」の3要件を満たす中小企業経営者は立派ですから、ガイドラインは「こういう経営者になってほしい」というメッセージでもあります。今回の監督指針改正で、我々もあらためて、関与先企業に「経営者保証ガイドライン」を適用できる企業を目指そうと伝え、そのための経営助言を行います。その思いは地域金融機関も同じだと思えますから、共に中小企業をより良くする運動を行っ

ていきたいと考えています。

^{*}コペルニクスの転換…認識が従来と全く異なるさま(Weblio辞書より)

「経営者保証ガイドライン」適用には 税理士等の外部専門家の検証が有効

——経営者保証に関するガイドライン
研究会事務局が作成したパンフレット
「経営者保証に関するガイドラインをご存じですか」にも、「経営者保証ガイドライン」同様に、「3要件を指して」上記について外部専門家(公認会計士・税理士等)の検証を受けることが望ましい」と強調して記載されている点が重要だと認識しています。関与先企業とその企業に融資をしている地域金融機関に対し、TKC会員事務所は標準的にそうした検証に係る業務ができる環境が整っています。

坂本 具体的に「経営者保証ガイドライン」の第4項(1)には経営者保証を解除する要件として次の事項が示されています。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

② 財務基盤の強化

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

法人と経営者との関係の明確な区分・分離について、まずTKC会員事務所

は標準業務として、関与先企業への初期指導や月次巡回監査を通じて、会計資料の適法性や正確性、適時性等を確かめ会計帳簿の証拠力を強化するとともに、迅速な月次決算、正しい計数に基づいた経営助言を提供しております。

その上で具体的に活用できるのが「中小会計要領チェックリスト」(日本税理士会連合会)です。本チェックリストには、関与先企業に対する税理士による「所見」を記載する欄があります。ここに法人と経営者の資産区分ができているとみなすといったコメントを書くことが可能ですし、税理士の署名も行えます。

もう一つ役立つと考えられるのが、税理士法による書面添付制度です。同法第33条の2による書面は、税理士がその資格をかけて決算書の信頼性を保証するいわば証明書です。そもそも公私混同をしていないことが大前提になりますが、同書面中の「5 その他」欄に、例えば「工場は経営者が所有しているが適切な賃料が支払われており、法人と経営者個人の資産・経理は分離されている」「借入金はあるものの、借入額は合理性がある。事業の継続に問題ないレベルだ」などと記載できます。このように「経営者保証ガイドライン」に関する内容を税理士が書き込み、その書面を金融機関に活用い

ただければ、中小企業金融に貢献できるのではないかと考えています。

書面添付は現在、約26万社(2021年3月時点)、日本の全法人の約1割近くに実施されています。虚偽記載をすると税理士法違反となり、資格剥奪や業務停止命令などの懲戒処分を受ける可能性があるある厳しい制度です。それだけに当該書面は金融機関にとっても信頼に足る判断材料の一つとしていただけたと思います。

伊藤 例えば法人・個人の分離では、会計上は綺麗に分かれているが、売上の大部分は社長の給料になっているというような場合もあると思います。金融機関も一律ではなく個々のケースに応じて判断する必要があるかと思いますが、書面添付制度等はその際にも有効な枠組みだと思っています。

中小会計要領、書面添付、MIS等が中小企業金融における「情報の非対称性」解消に

坂本 私は、産業構造や間接金融が主流であることなど、日本と類似点が多々あるドイツ中小企業金融について研究しております。ドイツでは、商法監査とは別に、税理士や経済監査士(公認会計士)が決算証明書(Beschneinigung)の作成を行っています。

これが一般化され、ドイツにおける金融規律の健全性のバックボーンになっています。その経緯を辿ると、1961年に日本の銀行法・信用金庫法にあたる信用制度法(KWG)が制定され、同法第18条において、金融機関に対し、一定額以上の融資に年度決算書の徴求を義務付けたのです。それから3年後の1964年、日本の旧大蔵省銀行局にあたるドイツ連邦金融制度監督局(BaKred)は、「年度決算書の信頼性」を確保するため「税理士等による一定の保証がない年度決算書」は、同法第18条所定の「年度決算書」に相当しない——という解釈を導出し、税理士ないし経済監査士(公認会計士)による「年度決算書の信頼性」に係る証明書を求める通達を出しました。

さらに2002年には、貯蓄銀行(SparKassen)をはじめとしたドイツ全土の金融機関が、「帳簿記帳に基づく数字がそれ自体として蓋然性があることの説明を、作成された年度決算書に付すように」という要望書を一齐に出したのです。これによって、無担保・無保証融資でなくとも、年度決算書の蓋然性評価が必要とされるようになりました。

それまでも経済監査士協会と連邦税理士会は、連携してベシヤイニグングに関する基準書を作成してきましたが、最終的に、



経済監査士協会の『年度決算書の作成に関する諸原則』（2009年）を踏まえて、連邦税理士会が『年度決算書の作成に関する諸原則』についての連邦税理士会の声明』を2010年に公表しました。このことにより、税理士が中小企業金融における決算書の信頼性を確保する担い手となることがより明確になったわけです。

一方、わが国では監査法人による監査や、決算公告が義務付けられている上場企業や大企業と異なり、中小企業金融においてネックとなるのが「情報の非対称性」を解消する基本的な仕組みがないことです。本来は中小企業にも公認会計士監査が徹底されるのが理想ですが、上場企業への正規の監査は、数千万円の費用がかかります。

書面添付は、税理士が通常の顧問料の中で実施できるため、コスト・ベネフィットの

観点からも有用な制度です。書面添付は確定決算主義の仕組みから、決算書を直接保証していませんが、税務申告書の保証をすることによって間接的にそれを証明しています。この仕組みであれば中小企業にとってコストアップすることなく、中小企業金融における「情報の非対称性」の解消につながることも期待できます。

T K C全国会運動の基本は、中小企業自身による適時・正確な記帳を通じて決算書の信頼性を高め、ドイツのように金融機関が税理士と連携することで安心して融資できるような仕組みを作ることです。

伊藤 第三者である税理士等の外部専門家が検証されるのは金融機関にとって非常にプラスだと思います。そうしたことを根底にして、金融機関はそれ以外のところも含めて審査を行っていく。それは十分論理的な取り組みだと思います。

坂本 全国に20あるT K Cの各地域会では、提携関係のある地域金融機関の皆様と「トップ対談」等を通じて、中小企業支援に向けた連携を図っております。監督指針改正が本年4月に適用開始されるまでに、金融機関の皆様と実務的な方針等を意見交換していきたいと思っています。多くの黒字企業や優良企業の「経営者保証ガイドライン」適用に向け、また赤字企業の経営改善に向け、いかに協力、連

携できるかの本音ベースでの協議が必要です。例えば今後、金融機関から顧問税理士へ、「今この企業はガイドラインのこの部分が足りていないので一緒に改善の支援をしていきませんか」と呼びかけていただくことも大事だと思います。

——決算書や税務申告書をはじめ書面添付などのデジタルデータを経営者の承諾のもと税務署へ電子申告すると同時に金融機関にも提供する「T K Cモニタリング情報サービス（M I S）」というシステムがあります。本年1月で対応金融機関は480機関となり、利用件数は32万件を超えました。

坂本 M I Sは社会的なインフラとして活用されております。また、正確な情報をタイムリーに開示しようという経営者の誠実さの表れでもあります。税務署へ提出したデータが金融機関へ同時に送付される仕組みのため、改ざんの余地はありません。

伊藤 それは非常に安心な仕組みで、金融機関にとって有益ですね。

——このM I Sは「経営者保証ガイドライン」の3要件の一つである財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保について金融機関が識別できますので、役に立っていただけるものと思います。



中小企業の経営改善支援に力を入れて 信頼され真に成功する税理士になつてほしい

伊藤 お話いただいたような取り組みの積み重ねにより、「この税理士さんの仰っていることであれば信用できる」と税理士さんへの評価が高まっていくのではないのでしょうか。先ほどご紹介いただいたドイツのように、もっと基礎的な部分、つまり税理士さんが作成された決算書類を金融機関が尊重するという慣行は確立しているのですか。

坂本 それは濃淡があります。例えば「中小会計要領」に準拠した決算書や書面添付の有無などによって金融機関はその融資先企業の信用度を識別されています。それは、「どの税理士が関与しているか」ということでもあり、「顔の見える関係」が強い地方ほど顕著な傾向があります。

伊藤 金融機関側も、融資先企業や顧

問税理士さんとの信頼関係の構築にさらに一生懸命取り組んでいく必要がありますね。金融機関が審査を行う際、「この税理士さんが関与している決算書であれば信用できる」と判断できれば、非常に効率的に融資しやすくなります。

坂本 我々TKC会員は、会計帳簿（電子帳簿含）や決算書の信頼性を高める取り組みを通じて、ドイツのような円滑な中小企業金融が早く実現することを目指しております。

伊藤 外部専門家の検証をいかに有効に取り入れるか。金融機関も自前の人員のみでは限界がありますから、円滑に仕事を進めるために信頼できる税理士さんとの協力は欠かせないと思います。

坂本 その意味で、もっと我々税理士を地域、日本の発展のためにうまく使ってもらえればと思います。

——最後に税理士、TKC会員への期待などがございましたらひと言お願いします。

伊藤 ぜひ、税務申告書の作成はもとより、中小企業をしっかりとサポートする存在でいてほしいと思います。指南役、あるいはアドバイザーというお立場で伴走していただきたい。顧問先から絶大な信頼を得て、真に成功されている税理士さんはそういう取り組みをされているの

ではないでしょうか。それが金融機関からの信頼にもつながると思います。監督指針改正も契機に、税理士、TKC会員の皆さんには、ぜひ中小企業の経営改善・経営改善支援に力を入れていただきたいと思っています。

坂本 力強いメッセージをいただきありがとうございます。本日、監督指針改正の趣旨等をお伺いし、「経営者保証ガイドライン」で求められる3つの要件を適用できる企業に育成していく取り組みは全国会運動そのものであると感じました。コロナ禍や物価高等で中小企業は苦しい経営環境が続いています。あらためて我々はその経営改善支援、黒字化支援に全力を尽くします。中小企業を良くしたいという思いは金融機関も同じはずですから、その取り組みが連携強化にもつながると信じております。

（構成／TKC出版 内園寛仁・清水公一朗）

伊藤 豊◎いとう・ゆたか

1963年11月生まれ。埼玉県出身。東京大学法学部卒業後、1989年大蔵省入省。米国コーネル大学留学。大蔵省銀行局銀行課課長補佐（長信銀、信託担当）、金融監督庁監督部銀行監督第二課課長補佐、産業再生機構企画調整室上席企画官、東京証券取引所上席審議役、財務省主税局税制第二課長、同大臣官房秘書課長、金融庁監督局審議官、同総合政策局総括審議官、2022年から金融庁監督局長。

山梨中央銀行・関光良頭取との対談

■とき…令和4年12月2日(金) ■ところ…山梨中央銀行本店

毎月のMIS推進会議が功を奏する

岡野 本日はお忙しい中、関頭取には情報交換のお時間をいただき、ありがとうございます。「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」の利用促進についてご理解賜り、感謝申し上げます。

関 TKC西東京山梨会山梨支部さんとの毎月のMIS推進会議において、全国各地銀・第2地銀99行中、利用申込件数がトップ50に入ったらこの情報交換会を実施するとのお約束を守れて、とても良かったです。

池田 MIS推進会議の時間を毎月設けていただきありがとうございます。会議の中で支店ごとにMISの目標を掲げ、行員さんから直接融資先企業へ働きかけていただいたおかげで、貴行での実績が1000件の大台を突破しました。

関 今は昔と違い、法人の決算書を紙で集め、システムに再度入力している時代ではありません。MIS等の活用によ

り、データとして直接受け入れ、空いた時間は一社でも多くの融資先企業と接する時間に充てています。

岡野 貴行は「中期計画」において生産性倍増戦略として「事務ゼロ」を標榜されていますね。TKC会計人もいかにDXに対応し、関与先企業を支援していくかが問われています。

書面添付で決算書の信頼性を確保

池田 MISでは、決算書だけではなく税理士の権利である「書面添付制度」による添付書面も提供し、決算書の信頼性、正確性を担保しています。添付書面には「計算し、整理した主な事項」や「顕著な増減事項」の記載により前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載し、関与先企業の実情を明らかにしています。

また、MISで提出できる「記帳適時

出席者 (敬称略)

- **山梨中央銀行**
頭取 関 光良
常務取締役 山寺雅彦
コンサルティング営業部部长 勝俣賢一
- **TKC西東京山梨会山梨支部**
西東京山梨会会長 岡野哲史
西東京山梨会副会長 深沢邦秀
山梨支部長 池田善一
相談役 中込敏彦
事務局長 坂本晴彦
TKC山梨SCGサービスセンター長 中村信仁

性証明書」は(株)TKCが発行する第三者証明であり、「税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度」を一目瞭然で把握することができます。

山寺 書面添付のお話がありましたが、今年(令和4年)も「書面添付シンポジウム」に参加させていただきました、ありがとうございます。参加した支店長からは「大変有意義な催しで、特に日本金融人材育成協会会長の森俊彦氏の講演が参考になった」との報告を受けております。

岡野 森会長は講演で、中小企業には「課題設定型伴走支援」が求められてい



前列：左から山梨中央銀行関頭取、岡野会長

後列：左から山梨中央銀行勝俣部長、山寺常務、深沢副会長、池田支部長、中込相談役

ると述べましたが、TKC会員事務所は従前から「継続MASシステム」を活用し、経営者に寄り添い経営支援をしています。具体的には継続MASで会社の課題を明確にし、その上で四半期ごとに経営者と対話しながら課題を解決していくようにしています。また継続MASの特徴は変動損益計算書の考え方がベース

で、限界利益額つまり付加価値額の増加が重要と考えています。固定費についても生産性の低い業務から高い業務にシフトすることで付加価値額向上が可能です。

池田 書面添付シンポジウムに参加された金融機関の方からは「書面添付を行っている税理士の方々の思いを知ることができた。今後は添付書面の記載内容を注視したい」や「書面添付を導入した企業の話も聞くことができ、自店の取引先にも勧めてみようと感じた」等のご感想をいただいております。

交流会・行員勉強会の継続開催を

中込 金融機関の皆様には、TKC会員が毎月関与先企業を訪問して月次巡回監査を断行していることをぜひご認識いただきたいと思います。また金融機関が企業へのコンサルティングをされる際、内容に応じて共に手を取り合い、支援をしたいと考えています。特にM&Aなどのケースでは最初から会計事務所を巻き込んでいただくことが効果的です。

岡野 われわれ職業会計人が社会から絶対的信頼と尊敬を受けるためには、正しい会計帳簿を前提とした税務・会計・

保証・経営助言業務（税理士の4大業務）の専門家として、その役割を発揮していくことが求められています。「月次巡回監査の完全実施」と「TKCシステムの徹底活用」を基盤に、4大業務を実施している証として会員に貸与されるのが「TKC全国会バッジ」です。こうしたことも知っていただき、金融機関の皆様と協働していきたいと考えております。

池田 山梨中央銀行様と西東京山梨会は、地域経済発展、中小企業の存続発展という共通目標があります。具体的なツールとして本日お話に出たMISや書面添付、優良な電子帳簿、405事業、ポスコ事業等を積極的に活用していきましよう。今後はコロナ禍により開催ができなかった地区ごとの交流会についても再開していきたいと考えています。

関 各支部で開催していただいている行員向け研修会は今後も継続願えますか。研修会テキストの『決算書の信頼性の見極め方』は若い行員に大変参考になっているようです。MISによる添付書面に加え、ローカルベンチマークと併せて融資先企業の状況把握を判断材料に利用できる点に期待をしております。

（TKC西東京山梨会事務局長 坂本晴彦）

第2創業と高収益体質への転換を 会計事務所とメインバンクが強力に支援

愛知県北名古屋市内に本社を構える松山電気は、ショッピングモールなど大型施設などの電気工事を請け負う成長企業だ。提案力を強みに見事な第2創業のスタートを切り、高収益体質の会社へと変貌を遂げた背景には、会計事務所とメインバンクがタッグを組んだ強力な支援体制があった。

有限会社松山電気は2021年、愛知県北名古屋市内に新社屋を建設した。おしゃれな平屋建ての社屋は建設会社の本社には見えないが、それはまさに松山圭太社長がねらった効果。「いわゆる建設業っぽくないオフィスにすることで若い人の目を引きたい」と考えたのだという。規模の小さな電気工事会社は、ピラミッド型の下請け構造のなかで3次下請け、4次下請け……となるケースが多い。ところが松山電気は、松山社長の代でゼネコンなどの元請け企業から直接業務を請け負う1次下請けのポジションでの仕事が増えたため、同業他社に比べ高い利益率を実現している。

「当社はもともと自動車関連工場内の機械の電源配線などをメインに手がけていて、職人1人当たり



左から長江博史氏、松山圭太社長、出原和弥氏、佐藤元之氏

の日常をベースにした計算で売り上げを計上していました。しかし私が社長に就任して以降は、材料や設備機器の仕入れ・調達、施工、現場管理などすべてを含むいわゆる『一式』でゼネコンなどの元請け企業と請負契約を交わす形態がメインになりました。とくに最近ではショッピングモールや老人ホーム、カーディーラーなどの新築工事を手掛けることが多く、ほとんどが1次か2次下請けで契約することができています」

とはいえ大型施設の電気工事一式ともなれば相当な数の照明、コンセント、空調設備などが必要になる。資材価格の高騰も響いているはずだ。どうやって高収益を実現しているのか。松山社長はその要因が「技術力」にあるという。

「この2年で電線の原料となる銅

価格が2倍、材料費全体で3〜4割ほど高くなりました。このような状況でもうけを出すためには、経営者自身に『技術力』が必要です。ここでいう技術とは手先が器用という意味ではなく、お客さま満足度を実現し、そのうえで利益を生み出すことです」

つまり提案力である。元請け企業から提示された図面通りに施工を行うだけでなく、松山社長は専門知識をフルに生かし設計図面そのものの提案をすることもある。付近に人がいるときだけ照明がつく人感センサー、複数個所で照明のオン／オフができる3路スイッチ、4路スイッチ、インターホンを受けた電話で解錠できるシステム——使い勝手や省エネ性能などの観点から積極的に顧客に工事の提案し、設計段階から深くかわる



技術力には定評がある



2021年に完成した新社屋

ことで利益を出しやすいビジネスモデルを作り上げてきたのである。**変動費率60%を目安にチェック**

12月1日午後、松山電気本社にはスーツ姿のビジネスパーソンがひとり、ふたりと集まってきた。業績報告会が開かれたのである。参加したのは、松山社長、税理士法人パートナーズの出原和弥氏、メインバンクの中京銀行から佐藤元之笠寺支店長、長年同社を担当している同支店の長江博史渉外グループマネージャーの5人。進行



村瀬潔税理士

役を務める出原氏が、『365日変動損益計算書』の画面をプロジェクトターに映しこ切り出した。

「上半期6カ月の実績をご報告します。売上高が約1億8500万円、限界利益が約8400万円となりました。前年同期と同水準の工事利益がとれています。これは社長の独自のノウハウと工事内容に応じた適正な原価管理＝技術の結果だと思っています」

ここで松山社長が一言あいさつ。「中京銀行さんは父が社長を務めていた時、特にリーマンショックの際にためらうことなく融資に対応してくれて本当に感謝しています。下半期はもう一段業績を伸ばしていく計画です。今後ともご支援よろしく願います」

資材価格の高騰など外部環境の急激な変化にもかかわらずしつ

優良企業の流儀Ⅱ

有限会社松山電気

設立
所在地
売上高1996年6月
愛知県北名古屋市法成寺南出75番地
約2億円

りとした利益を出す同社の業績にメインバンクも一安心の様子。中京銀行の長江氏は松山社長の言葉に次のように返答した。

「これだけ売り上げが増えていくと必要な運転資金も出てくると思うので、パートナーズさんと連携をとりながら、今後もしっかり後方支援していきたいと思っています」

佐藤支店長も賛辞を惜しまない。「円安などで材料価格の値上げが続くなか、これだけ利益を伸ばせる中小企業はなかなかありません。松山社長が月次の損益をしつかり把握しているのがその理由だと思います。目安にしている経営指標などがあるのでしょうか」

佐藤支店長の問いかけに対し松山社長は次のように答えた。

「いつも確認するのは限界利益ですね。さらに変動費の合計が60%を切るくらいの水準になるよう意識しています。このご時世ですから、仕入れ価格と外注加工費が上昇することは避けられません。ではどうするかというと、材料の単価が上がったら購入量を減らす工夫を考え、外注5人でやっていた仕事を2人で終わらせられるよう工夫するなどの対応をとるのです。変動費構成比率を一定内にとどめ



モニターを見ながら意見交換

ておくことが、限界利益の確保につながります」

松山電気は「TKCモニタリング」とメインバンクが同じ思いを共有し、万全のサポート体制を敷いていることが、同社の飛躍的な成長の要因の一つになっている。

松山社長は「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)の利用を通じ中京銀行に財務情報のタイムリーな提供も行っている。MISは毎月の巡回監査と月次決算を実施したうえで作成した月次試算表や年度決算書が自動的に取引金融機関に送信されるサービスで、佐藤支店長はその効果を高く

評価している。

「巡回監査後に月次試算表を毎月送ってもらえることで、こちらもタイムリーに動いています。前回の融資に早い回答が出せたのも、MISによる情報共有の効果が大きいと考えています」

自己資本比率30%超を達成

松山社長が、創業者の松山元行前社長の後を継ぎ社長に就任したのは19年のこと。代替わりとほぼ同じタイミングで、税理士法人パートナーズと顧問契約を結んだ。松山社長は当時をこう振り返る。

「分からないことを丁寧に教えていただき、ゼロから会計のことを学ぶことができました。経営の素人だった私がここまでこれたのは、パートナーズさんと中京銀行さんのおかげです」

松山社長が感謝の念を忘れないのは、「家業」から「企業」への転換を最速で実現できたから。村瀬潔税理士は「会社そのものは事業承継の形でしたが、まさに第2創業ともいえるべき出発でした。先代までは経営に公私混同がみられ、税務調査が入って初めて判明することもあるくらいでしたが、そうした体質も一掃しました。デジ

タル化への取り組みも遅れていて、まずはパソコンの電源を入れもらうことから始めたのを覚えていますが」と思い出を語る。

TKCシステムの活用と月次巡回監査を通じた業績管理を導入した同社は、見事に第2創業のスタートダッシュに成功。着実に利益を積み重ね、自己資本比率は事業承継時のほぼ0%から30%超までに達した。私利私欲に走ることなく会社の未来と従業員の将来を第一に考え、内部留保の蓄積を優先した松山社長の姿勢を村瀬税理士は高く評価する。

「経営者のなかには税金の支払いを抑えるために自らの報酬を上げようとする人もいますが、松山社長は『会社を強くするためにとにかく会社にお金を残す』という信念をブレることなく貫いていて本当にすごいと思います。そうした信念が、『優良企業』の選定につながったと思います」

松山社長が目指すのは、従業員10人前後で10億円の売上高を実現する少数精鋭の超高収益企業。「いい建物を作る人をつくる」と今後は人材育成に注力していく考えだ。

金融機関からの「決算書の信頼性」の向上には

「記帳適時性証明書」 が決め手となる



株式会社TKCでは、TKC会員に「記帳適時性証明書」を発行しています。この証明書は、関与先企業の円滑な資金調達を支援するため、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関する適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明する書類です。

いま、「記帳適時性証明書」を融資や金利優遇の判断に活用する金融機関が増えています。

金融機関が着目する 「記帳適時性証明書」の8つのポイント

- 「注」欄の◎印の数**
巡回監査と月次決算は、毎月、関与先企業が前月に作成した会計帳簿および取引記録を対象として、その翌月に実施することを原則としています。これを順守した月には「注」欄に◎印が示されます。「記帳適時性証明書」では、この履歴を過去36カ月にわたり確認できます。
- 決算書と法人税申告書が一致している事実**
決算書の「税引き後当期純利益（損失）」と法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額」は一致していることを証明しています。これにより、申告書は決算書に基づいていることが確認できます。なお、不一致の場合は「記帳適時性証明書」は発行されません。
- 「中小会計要領（または中小指針）」への準拠性**
前期の決算書の「個別注記表」に「中小会計要領（または中小指針）」に準拠している旨の記述があることを確認できます。
- 中期（または短期）経営計画策定の有無**
TKCの「継続MASシステム」を利用して、経営改善の指針となる中期（または短期）の経営計画を策定していることを確認できます。
- 自計化システムの利用の有無**
経営者が経営計画の進捗状況等の正確な把握と、適切な意思決定を支援するTKCの企業向け管理会計システム「戦略財務情報システム（FXシリーズ）」を利用していることを確認できます。
- 税理士法第33条の2に基づく書面添付の有無**
TKC会員が法人税申告書の提出に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにし、「申告書の適正性を表明」する書類を添付していることを確認できます。
- TKC会員が「経営革新等支援機関」に認定されているかどうか**
TKC会員が中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としての認定を受けていることを確認できます。
- 株式会社TKCによる第三者証明**
この「記帳適時性証明書」は、会計データの改ざんにつながる遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止しているTKCシステムの特長を生かして発行されるもので、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関し、その適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明しています。

【原本PDF】 記帳適時性証明書 第 9532844183 号
(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一気通貫です。)
発行日: 令和 4年 5月12日
税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚 真規

貴問与先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号: T123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、
さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について
① TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、関与先
に向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。
② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第33期)の法人税申告書の作成状況」について
① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。
② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目A)と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目B)とは完全に一致しており、貴問与先殿の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算書確認書」の提出)の実践について
TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実践は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について
① 貴問与先の財務データは、平成27年4月分から継続して利用しており、利用期間は7年0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の遡及的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(https://www.tkc.jp/)から確認できます。
なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 令和 5年 5月31日) 以上

資料1: 過去3年間における月次決算(◎翌月・○翌々月・無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注
1	平成31年4月	848	令和1年5月22日	◎	令和2年4月	892	令和2年5月22日	◎	令和3年4月	982	令和3年5月22日	◎		
2	令和1年5月	817	令和1年6月14日	◎	令和2年5月	854	令和2年6月12日	◎	令和3年5月	941	令和3年6月12日	◎		
3	令和1年6月	789	令和1年7月12日	◎	令和2年6月	840	令和2年7月10日	◎	令和3年6月	933	令和3年7月11日	◎		
4	令和1年7月	803	令和1年8月16日	◎	令和2年7月	854	令和2年8月14日	◎	令和3年7月	956	令和3年8月20日	◎		
5	令和1年8月	774	令和1年9月13日	◎	令和2年8月	831	令和2年9月11日	◎	令和3年8月	964	令和3年9月18日	◎		
6	令和1年9月	791	令和1年10月15日	◎	令和2年9月	828	令和2年10月9日	◎	令和3年9月	927	令和3年10月16日	◎		
7	令和1年10月	753	令和1年11月11日	◎	令和2年10月	846	令和2年11月13日	◎	令和3年10月	940	令和3年11月13日	◎		
8	令和1年11月	803	令和1年12月13日	◎	令和2年11月	861	令和2年12月11日	◎	令和3年11月	955	令和3年12月18日	◎		
9	令和1年12月	826	令和2年1月17日	◎	令和2年12月	873	令和3年1月15日	◎	令和3年12月	963	令和4年1月18日	◎		
10	令和2年1月	785	令和2年2月14日	◎	令和3年1月	855	令和3年2月12日	◎	令和4年1月	976	令和4年2月18日	◎		
11	令和2年2月	819	令和2年3月16日	◎	令和3年2月	879	令和3年3月12日	◎	令和4年2月	970	令和4年3月15日	◎		
12	令和2年3月	834	令和2年4月15日	◎	令和3年3月	887	令和3年4月9日	◎	令和4年3月	991	令和4年4月18日	◎		
13	年次決算	20	令和2年5月12日	◎	年次決算	19	令和3年5月14日	◎	年次決算	21	令和4年5月11日	◎		

17 決算書に付した番号 R05921 決算書に付した番号 V83268 決算書に付した番号 X04425
18 税引き後当期純利益(損失) 15,086,586円 税引き後当期純利益(損失) 8,668,706円 税引き後当期純利益(損失) A 5,806,455円

(注) 前期(第33期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2: 前期(第33期)の法人税申告書の作成状況
1 法人税申告書の作成日及び提出方法 令和 4年 5月12日 法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。
2 別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」 B 5,806,455円 AとBは一致しており、申告書は決算書に基づいています。
3 別表1の「法人税額(2)」 1,215,544円

資料3: 前期(第33期)のKFSの利用状況
1 K: 継続MAS(経営計画) ◎利用 ○未利用
2 F: FXシリーズ(自計化) ◎利用 ○未利用
3 S: 書面添付(税理士法33-2) ◎実施 ○未実施

■ TKC全国会登録情報
1 会氏氏名 税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所
2 入会日(経過年数) 平成 2年10月14日 (31年 6か月)
3 経営革新等支援機関 ◎認定 ○未認定
4 事務所ホームページ https://www.tkccomputer.co.jp/

TKC © 2019

現物はA4サイズです。

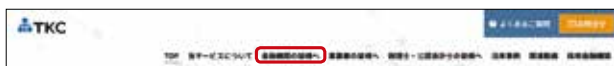
FIT事例ウェビナーで京都信用保証協会の事例が紹介されました！

日本金融通信社(ニッキン)が厳選した金融事例をオンラインセミナーでお届けする「FIT事例ウェビナー」で、京都信用保証協会が『書面添付制度型』信用保証料割引を実施する背景と今後の取り組みについて講演されました。

同講演では、株式会社TKCが提供する「TKCモニタリング情報サービス」の特徴にも触れています。同サービスで提供される3つの書類(書面添付、中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書)により、決算書の信頼性を確認できます。ぜひご視聴ください。

視聴方法

1. TKCグループホームページ(<https://www.tkc.jp/fx/bank/>)
2. 「TOP」メニュー、または「金融機関の皆様へ」メニューからご視聴ください。



視聴ポイント

1. 経営支援を進めるうえで最も重要なことは、中小企業者との信頼関係の構築であり、そのためには**実態に応じた正しい課題、財務状況を把握することが不可欠**となる。これらの情報を効果的に得られる資料として注目したものが書面添付である。
2. 書面添付に記載されている**定性的な情報**(科目ごとの増減理由、税理士への相談内容等)は、決算書からは読み取ることができない。
3. 中小企業白書には、中小企業者が最初に相談する相手は顧問税理士と記載されている。保証協会や金融機関の優先順位は低い。同協会ではこの部分を課題としており、顧問税理士と同様に身近な相談相手となることを使命のひとつと考えている。
4. 経営者保証ガイドライン3要件への対応にも、書面添付やTKCモニタリング情報サービスが有効である。

●お問い合わせ先

TKCモニタリング情報サービス

～メイン画面にて2点ご確認ください！～

【TKCモニタリング情報サービスメイン画面】

TKCモニタリング情報サービス TKC銀行様

業務の選択

- 決算書、月次試算表等の閲覧
企業が提供した決算書、月次試算表等の帳票を閲覧します。
- 決算書、月次試算表等の一括ダウンロード
企業が提供した財務データを一括でダウンロードします。
- 早期経営改善計画提供サービス
企業が提供した早期経営改善計画等の帳票を閲覧します。
- 申込内容の確認
企業からの申込内容と変更履歴を確認します。
ユーザごとに閲覧・ダウンロードできる権限を設定できます。
- ユーザ登録
ユーザを登録・修正・削除します。ユーザごとに利用権限を付与できます。
- 設定
当サービスのご担当者の変更、ダウンロードファイルの設定等を行います。
- 操作ログ
操作ログを確認します。

TKCモニタリング情報サービス 経営者におすすめするチラシ

システム設定

システム設定	ユーザ設定
更新番号	2021-0804
住所	東京都中央区
郵便番号	100-0001
電話番号	03-4444-2111
代表者氏名	山田 太郎
メールアドレス	yamada_taro@tkc.co.jp
プロキシアドレス	220.145.250.121 153.142.188.71 158.162.182.213 128.254.136.302

①経営者向けチラシをご利用ください。

金融機関の皆さまから、取引先経営者に対して当サービスをお勧めするチラシをダウンロードする機能を搭載しています。取引先の利用状況に応じて、ぜひご利用ください。

②当サービスのご担当者、メールアドレスをご確認ください。

登録いただいている連絡先に、サービス休止やレベルアップ情報等を案内しております。ご担当者に変更となった場合は、修正をお願いいたします。

※管理者権限のあるユーザIDでログインください。

●お問い合わせ先

事務所による月次巡回監査の終了後に、金融機関へ月次試算表等のデータを提供するサービスです。
お勧めするチラシも準備いたしました。ぜひご利用ください。

帳表名：月次決算報告シート									
報告日：令和 2年10月14日									
商 号：株式会社 SCG印刷									
(単位：千円)									
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計/残高
7,992	8,300	8,142	8,557	7,662	7,951	8,113	8,388	7,975	98,002
0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,000
450	450	450	450	450	450	450	450	450	4,938
33,761	33,311	32,861	32,411	31,961	31,511	31,061	30,611	30,161	30,161
31,555	31,798	31,666	31,487	31,556	31,582	31,664	31,592	31,846	31,846
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計/残高
8,3				7,894	7,854	8,221	7,469	5,026	95,841
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
450	450	450	450	450	450	450	450	450	5,400
28,361	27,911	27,461	27,011	26,561	26,111	25,661	25,211	24,761	24,761
32,234	32,268	32,284	32,355	32,333	32,462	32,560	32,363	29,843	29,843
7月	8月	9月							合計/残高
5,897	6,452	6,687							30,639
0	0	0							30,000
450	450	450							2,700
52,961	52,511	52,061							52,061
49,884	49,873	49,826							49,826

動によるキャッシュ・フローが5,212千円、これに財務活動によるキャッシュ・フローが27,244千円（借入金残高27,300千円増加）が加わり、結果として現金残高が期首から19,983千円増加しました。

千円)	補足説明
9月	当期の売上高は前年同期と比較して20,071千円減少しました（前年比60.4%）。これは、(株)ウェディング、(株)幸楽市場、(株)本居会館に対する売上高の減少を主因としたものです。
8,430	
8,419	
8,321	
383	
49,356	

千円)	補足説明
9月	当期の売上高は前年同期と比較して20,071千円減少しました（前年比60.4%）。これは、印刷部、共通の売上高の減少を主因としたものです。
31,918	
49,356	

巡回監査担当：税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所

月次決算報告シート
確認のポイント

1. 比較損益計算書

- 売上高
前年と比べてどうか。
- 営業利益
本業で利益が出ているか。
赤字の場合はどこに課題があるか。

2. 比較貸借対照表

- 預貯金
手元資金がどれくらいあるか。
- 売上債権
増えている場合は、売上の伸びに応じているか。
回収が遅れていないか。
- 棚卸資産
同じ業種の平均在庫と比べてどうか。
売上や利益に変化がないまま在庫だけが膨れていないか。
- 買入債務
増えている場合は、仕入の増加に応じているか。
支払いが滞っていないか。

3. 資金実績表

- 売上高の3期比較
これまでの過去3年間の売上推移はどうか。
(季節変動、外部環境要因など)
- 借入、返済、現預金の3期推移
過去にいつ借入したか。
過去の返済状況はどうか。
キャッシュ(現預金)に余裕はあるか。

4. 取引先別売上高推移表

- 取引先別売上高推移
どこ取引をしているのか。
(表示する取引先名および金額は編集可能です。
なお、売上高の合計欄は変更できません。)
- 過去3年の取引状況の推移はどうか。
これまでの過去3年間の売上推移はどうか。
(季節変動、外部環境要因など)
- ※FX2クラウド、FX4クラウドで確認できる
「得意先順位月報」の利用もお勧めしましょう。

5. 部門別売上高推移表

- 部門別売上高推移
どの部門(事業)が売上をあげているのか。
(表示する部門名および金額は編集可能です。
なお、売上高の合計欄は変更できません。)

TKCモニタリング情報サービスの「月次試算表提供サービス」は、取引先企業からの依頼に基づいて、TKC会員基本帳表は、月次試算表と月次決算報告シート(下図)です。金融機関の皆さまから取引先経営者に当サービスを

月次決算報告シートの様式

【巡回監査済】

商号：株式会社 SCG印刷

1. 比較損益計算書(期首から6か月)

(単位：千円)

項目	2年 9月	構成比%	1年 9月	構成比%	前年比%
【売上高】	30,639	100.0	50,710	100.0	60.4
商品仕入高	735	2.4	1,072	2.1	68.6
原材料費	1,011	3.3	2,333	4.6	43.3
労務費	13,573	44.3	16,836	33.2	80.6
外注加工費	3,278	10.7	9,077	17.9	36.1
減価償却費	1,947	6.4	1,977	3.9	98.5
その他	2,022	6.6	4,310	8.5	46.9
たな卸増減	41	0.1	22		186.4
【売上原価】	29,904	97.5	49,738	98.1	60.5
【売上総利益】	735	2.4	1,072	2.1	68.6
人件費	13,573	44.3	16,836	33.2	80.6
減価償却費	1,947	6.4	1,977	3.9	98.5
その他販管費	552	1.8	1,268	2.5	43.5
【営業利益】	▲1,222	▲4.0	3,167	6.2	
営業外収益	459	1.5	477	0.9	96.2
営業外費用	722	2.4	522	1.0	138.3
(支払利息)	703	2.3	450	0.9	156.2
【経常利益】	▲1,485	▲4.8	3,122	6.2	
【税引前当期利益】	▲1,485	▲4.8	3,122	6.2	

比較損益計算書

補足説明

売上高は前年比60.4%と低調です。労務費は売上高に占める構成比が44.3%と前年同期と比較し11.1ポイント増加しました。人件費は売上高に占める構成比が26.4%と前年同期と比較して6.6ポイント増加しました。その結果、経常利益は、前年同期と比較して、4,607千円減少しました。月末たな卸高および減価償却費は月次計上しています。

項目	2年 9月	構成比%	1年 9月	構成比%	前年比%
税引前経常利益	1,075		5,707		18.8

2. 比較貸借対照表(期首から6か月)

(単位：千円)

項目	2年 9月	1年 9月	増減
(資産の部)			
現金	49,826	32,284	17,542
売掛債権	21,867	36,197	▲14,330
棚卸資産	1,693	1,220	473
貸付金	0	0	0
仮払金	0	0	0
その他	1,881	1,956	▲75
【流動資産計】	73,167	71,557	1,610
有形固定資産	137,553	144,788	▲7,235
無形固定資産	16,695	17,120	▲425
投資等	941	978	▲37
【固定資産計】	155,189	162,886	▲7,697
【資産の部合計】	228,356	234,443	▲6,087
(負債の部)			
買掛債務			
仮受金	0	0	0
短期借入金	10,066	7,031	3,035
その他	2,586	2,446	140
【流動負債計】	21,974	23,907	▲1,933
長期借入金	41,994	20,429	21,565
その他	1,411	1,467	▲56
【固定負債計】	43,405	21,896	21,509
【負債の部合計】	65,379	45,804	19,575
(純資産の部)			
【純資産の部合計】	162,977	188,639	▲25,662

比較貸借対照表

補足説明

売掛債権、有形固定資産の減少により、総資産が前年同期と比較して4,087千円減少しました。これに伴い、純資産の部合計、買掛債務が減少しています。

項目	2年 9月	1年 9月	増減
長短借入金			
金融機関借入	52,061	27,461	24,600
役員借入等	0	0	0
合計	52,061	27,461	24,600



(注) TKCシステムでは、会計事務所の担当者による巡回監査が終了すると、会計帳簿は閉鎖され、その後の仕訳の訂正加除は不可能となります。

【中小企業再生支援全国本部 提供様式「決算業績報告シート」の月次版】

月次決算報告シート

対象決算期：第42期 令和3年3月期

出力年月：令和2年9月(期首から6か月)

3. 資金実績表

(1) 前々期31年3月

項目	前年繰越	4月	5月	6月
売上高		8,412	8,694	7,756
借入		0	0	25,000
返済		219	219	450
借入金残高	10,069	9,880	9,661	34,211
現預金残高	33,501	33,501	33,742	31,486

(2) 前期2年3月

項目	前年繰越	4月	5月	6月
売上高		8,621	8,752	8,192
借入		0	0	0
返済		450	450	450
借入金残高	30,161	29,711	29,261	28,811
現預金残高	31,846	32,105	32,213	32,251

(3) 当期2年9月

項目	前年繰越	4月	5月	6月
売上高		3,221	3,136	5,246
借入		0	30,000	0
返済		450	450	450
借入金残高	24,761	24,311	53,861	53,411
現預金残高	29,843	21,596	50,221	50,034

補足説明

営業活動によるキャッシュ・フローが▲12,473千円、投資活動入総額30,000千円、返済総額2,700千円、結果として借

4. 取引先別売上高推移表(期首から6か月)

(単位：千円)

取引先名	2年 9月	1年 9月	30年
(株)大東製菓食品	6,687	8,521	
自分史ノート社	6,452	8,265	
(株)白鳳食品工業	5,897	8,352	
(株)本居会館	5,246	8,192	
(株)幸楽市場	3,221	8,621	
(株)ウエディング	2,945	8,452	
その他	191	300	
合計	30,639	50,710	

5. 部門別売上高推移表(期首から6か月)

(単位：千円)

部門名	2年 9月	1年 9月	30年
印刷部	16,872	32,078	
ネット販売・企画部	8,604	10,142	
共通	5,163	8,490	
合計	30,639	50,710	

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和5年2月28日現在

金融機関名		本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	48,546	4,160
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	7,707	2,012
都市銀行					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,082	904
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,522	546
3	みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	3,100	421
4	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,034	379
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,132	356
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,338	1,144
2	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,317	328
3	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,303	558
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,069	591
5	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,962	463
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,847	436
7	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,784	443
8	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,784	319
9	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,502	332
10	京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,404	347
11	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,329	394
12	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,266	437
13	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,203	273
14	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,200	391
15	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,050	309
16	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,004	307
17	北國銀行	石川県	平成28年11月	1,952	300
18	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,894	290
19	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,889	311
20	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,862	229
21	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,811	166
22	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,798	252
23	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,751	431
24	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,693	262
25	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,679	262
26	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,674	236
27	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,605	194
28	千葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,583	258
29	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,558	157
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,471	148
31	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,449	533
32	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,436	229
33	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,403	243
34	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,401	224
35	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,376	168
36	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,366	189
37	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,358	227
38	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,269	93
39	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,250	137
40	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,225	124
41	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,220	176
42	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,215	202
43	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,175	153
44	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,168	121
45	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,154	196
46	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,154	134
47	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,129	157
48	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,108	116
49	山梨中央銀行	山梨県	平成29年 2月	1,095	213
50	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,078	213
上記以外の地銀・第二地銀			計	31,754	5,322

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1	浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,463	650
2	多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	2,021	329
3	京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,931	427
4	埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,839	276
5	しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,489	551
6	京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,430	231
7	西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,314	220
8	大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,257	117
9	岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,234	143
10	城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,200	169
11	広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,199	93
12	島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,176	436
13	北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,136	105
14	巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,122	185
15	尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,080	119
16	横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,058	73
17	東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	1,043	132
18	飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	1,020	168
19	朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,006	93
20	川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,000	68
21	おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	975	210
22	岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	918	167
23	大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	911	69
24	城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	892	81
25	帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	851	67
26	碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	849	142
27	鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	791	149
28	青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	772	103
29	北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	762	96
30	瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	757	92
上記以外の信用金庫			計	47,098	8,339

信用組合(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	912	305
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	690	79
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	414	26
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	362	68
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	349	63
上記以外の信用組合			計	6,751 1,265

信用保証協会(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	3,036	190
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,239	335
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,007	740
4 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	1,655	309
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,395	143
上記以外の信用保証協会			計	13,745 2,851

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	83,560	9,645
2 地銀・第二地銀	99	98	124,365	19,738
3 信用金庫	254	247	82,594	14,100
4 信用組合	130	73	9,478	1,806
5 信用保証協会	51	39	24,077	4,568
6 その他	-	14	365	104
合計	544	481	324,439	49,961

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(481機関)

令和5年2月28日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫

郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃小信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京業銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京中央信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合

東信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興業信用組合
はばたき信用組合
三条信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫

諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣五濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナ農協信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西海信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫

大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会
山口県信用農業協同組合連合会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫

観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.56

発行日 令和5年3月30日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当：酒井・中村・井上・東城